（様式２の２）

（指定管理協定）

労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

　　年　　月　　日

京都市公営企業管理者交通局長あて

　京都市公契約基本条例第１２条の規定により届け出ます。

本変更届は、指定期間中に労働関係法令遵守状況報告書１の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目⑴～⑾」又は同報告書２の労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合に提出する必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定管理協定の名称 |  | 指定管理協定の指定期間 |  |
| 指定管理者の名称 | 所在地 |
| 商号又は名称 | 代表者の氏名 |
| 担当者氏名 | 連絡先電話番号 |
| 全労働者数 | 　 名 | 内訳：正社員　　名、パート、アルバイト　　名、派遣社員　　名 |

○　変更内容

|  |
| --- |
|  |
| 例①　従業員が１０人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が１０人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに、就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。②　従業員が５人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が５人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、ただちに社会保険に加入した。　　等 |

※１　変更が発生した日から、指定管理者は、施設所管課に、遅滞なく本届出を提出してください。

　２　変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合（上記例では、①の場合）は、変更が発生した日以後６箇月以内に、措置結果報告書を提出してください。